

長崎県の医療圏

「医療圏」とは、医療体制を整えるため、県が設けた地域区分のことです。長崎県では、表のとおり、8つの医療圏で構成されています。

対馬医療圏

壱岐医療圏

上五島医療圏

五島医療圏

佐世保・県北医療圏

県中央医療圏

長崎医療圏

県南医療圏

| 医療圏 | 市郡(町) |
|--------|-----------------------------|
| 長崎 | 長崎市、西海市、西彼杵郡(長与町、時津町) |
| 佐世保・県北 | 佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町 |
| 県中央 | 諫早市、大村市、東彼杵郡(東彼杵町、川棚町、波佐見町) |
| 県南 | 島原市、雲仙市、南島原市 |
| 五島 | 五島市 |
| 上五島 | 小値賀町、新上五島町 |
| 壱岐 | 壱岐市 |
| 対馬 | 対馬市 |

「住所地外接種届出」の申請を省略できるケースは、次の①と②とおりです。

①住民票所在地の医療圏*域内において、住民票所在地とは異なる市町の個別接種医療機関で接種を受ける場合

(例1)「平戸市」や「松浦市」にお住いの方が、同一の医療圏*域内(佐世保・県北医療圏)の「佐世保市」内の個別接種医療機関で接種を受ける場合、佐世保市への住所地外接種届出の申請を省略することができます。

【参考】佐世保・県北医療圏を構成する市町は、「佐世保市」「平戸市」「松浦市」「佐々町」です。

②住民票所在地と隣接する市郡の個別接種医療機関で接種を受ける場合

(例2)「西彼杵郡(長与町、時津町)」にお住いの方が、隣接する「長崎市」や「諫早市」内の個別接種医療機関で接種を受ける場合、「長崎市」や「諫早市」への住所地外接種届出の申請を省略することが可能です。

(例3)「東彼杵郡(東彼杵町、川棚町、波佐見町)」にお住いの方が、隣接する「佐世保市」や「大村市」内の個別接種医療機関で接種を受ける場合、「佐世保市」や「大村市」への住所地外接種届出の申請を省略することができます。